



### 《三重県知事に要望書》

2/14 11:00当組合の船橋裕幸顧問（県議）と共に県の出納局を訪れ、指名入札物件の地元業者への優先発注をして頂くよう「要望書」を出納局次長兼総務課長の岡本武久氏に手渡した。  
先きの首都機能移転推進室が行った無差別な業者指名について、余りにも無節操な指名は如何なものかとの問いに、首都機能推進室は出納局からの名簿一覧から全登録者に通知したとの事であるが、これは改めなければ成らない。また、主たる業種を指名の対象にするよう出納局から各所に励行の徹底を図ることの回答をえた。

## 全文 三重県知事へ要望書 三重県屋外広告美術協同組合

日頃は、県政進展に向けたご努力に対し敬意を表します。  
当協同組合は、地元の看板制作を中心とした中小零細企業、又は個人営業者で構成している団体であります。

長引く経済不況と、情報通信革命による著しい社会構造の変革は、地域密着の少量受注生産型の我が業界にも大きな影をおとし、行き先の不透明感は強まるばかりであり、経営不振や後継者不足等の問題が深刻さを増している現状を否定する事は出来ません。

更に、2001年の我が国経済の景気見通しは、その影を一段と深め、金融関係企業の危機に再度直直し、不良債権の増加、ゼネコン等の倒産が拡大する可能性が高く、中小債務超過企業の最大のピンチが3月から5月に到来すると予測されており、その結果中小企業の倒産が相次ぎ、失業者、破産者、自殺者が続出すると言われております。

さて、そうした状況下の今日、地元企業、地場産業の育成を図る上からも県当局の指名入札物件については、地元の業者に優先発注されますよう要望いたします。  
平成 13年 2月 14日 三重県屋外広告美術協同組合



### “インターネット接続のお知らせ” E-mail [sankobi@zvtv.ne.jp](mailto:sankobi@zvtv.ne.jp)

三広美では、インターネットの接続に伴いEメールを利用した「情報・通信」の促進を実施して参りますので是非会員様のメールアドレスを[sankobi@zvtv.ne.jp](mailto:sankobi@zvtv.ne.jp)へお寄せ下さい。全般的にFAX通信をなくして経費の節約を行います。

### 《観光正副委員長会議》

2/2 14:00より三広美事務局に於いて、日広連全国大会「観光正副委員長」会議を行い、大会当日の参加者の募集について、ホストの役割分担について協議した。

### 《三広美青年部役員会》

2/2 18:00より津市の新玉亭に於いて青年部の役員会が開催され、親会から森本晃・山本正副理事長が出席、第43年全国大会へは青年部独自の立場で参加をして頂くよう要請した。

### 《理事会》

2/8 14:00より自治労文化センター会議室に於いて理事会が開催され、出席者は次の通りとなった。山本 正・嶋田幸夫・各副理事長・清水敬典・森本克正・伊藤清之・福岡登美男・櫻井正博・佐野敏夫・紀平昌伸・西村文雄・丸山健一・林 克也・西村 誠・東 正則・小林勝義の各理事の皆さん、青年部から特別に西出 誠・森寺静治の両氏・森本理事長と事務局。

<議題> 第1号議案 平成12年度事業及び決算報告の承認について。第2号議案 平成13年度事業計画 案 について。第3号議案 平成13年度予算 案 について。第4号議案については、単年度事業として第43回全国大会への取組みについて、その他では 三重県デザインフェスティバルについての報告 共同購入についての中間報告 県の入札の件について コピー機とパソコンの入れ換えについて・顧問の委嘱について 県への要望書について 第24回三重県屋外広告物審議会協議が開催されるにあたって、景観地域指定についての組合の考え方について理事長の考え方を説明し出席者の理解を得た。

### 《第24回三重県屋外広告物審議会》開催・理事長出席

2/9 9:30から津市の水産会館6階会議室に於いて、本年度県議会上に上程される景観地区指定に付いて審議された。1号議案については松阪市の国道42号バイパス部分の禁止区間の指定についてであり、2・3号議案については昨年一部景観指定された42号線の大内山村～紀伊長島町境から和歌山の区間を2区間に分けて景観指定され、それについて審議された。

南勢バイパスから42号線への新規バイパスの一部禁止区間については、県が推進しているのではなく、地元松阪市の強い要望であり、野呂市長が当選と同時に記者会見でぶち上げた看板規制云々が現実のものとして、規制の対照になったもので、景観条例の適応をフルに活かした松阪市独自の広告物に対する姿勢としてあらわれている。以上三つの議案について業界の立場から意見をのべたものである。以下は全文。

そもそも、屋外広告物条例の基本は、あくまでも美感・風致の維持と公衆に対する危害の防止が基本であり、特に2～3号議案については県としても景観保護の立場から推進されておりますので、私ども屋外広告業者としてもその事を充分認識したうえで理解しなければならぬと考えております。

なお、過去に於いても業界団体として惜しみない理解と協力をさせて頂いたと、自負しておるところであります。次にこの場で申し上げるのが、適当かどうか分かりませんが、私ども業界の今後の課題としては、景観地域指定の拡大の流れについて、対応策を講じなければ成らない状況にありますので、或いは今後において反対の立場をためかねばならぬかも知れません。また行政側も規制に対する優遇策を講じて頂きたいと願う者であります。

現在の屋外広告物条例に盛り込まれている景観地区指定の文言は、建設省の標準条例が策定される以前に、三重県がモデル的に全国に先駆けて当時の条例のなかに盛り込んだ条文であります。その時私ども業界は苦い経験をして参りました。

当時、業界として条例の改正に同意しましたが、その後積極的に景観地区指定を推進されておる事に苦慮しております。更に市町村でも自発的に景観条例の適用を要望する動きがあり、規制の枠が広がる傾向にあります。

同時に県が推進しております市町村への屋外広告物の管理の移管も行われておりますので、移管後の市町村の対応が業界としても注目するところがあります。

何れに致しましても、昨年から地方分権一括法案も施行され、民意の反映も同法案の精神でありますので、縦割り行政の枠の中で一方的に規制の網をかけるのではなく、横の連携を保って頂いて、規制を加える側と、加えられる側の狭間に位置する業界の総合的な保護と育成に努めて頂きたい。

なお、屋外広告物の今後の課題としては、現在の都市整備計画に基づいたサインの為の景観整備計画の策定を急ぐ必要があるのではないかと思いますので、専門家の方々を中心に検討すべきではないでしょうか。

最後に県が推進しております広告物の市町村への移管の問題であります。移管後の県の対応について、また現在の屋外広告物審議会の位置付けについて、どうかお考えご意見をお伺い致します。以上 審議委員 森本 晃